10　会社更生法に基づき再生手続開始の決定を受けた者等の取扱い

建設工事の一般競争（指名競争）参加資格があるとの認定を受けている者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の決定を受けた者（以下「更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の決定を受けた者（以下「再生手続開始決定者」という。）は、別に定める手続により、再度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うことができる。

なお、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていないときは、一般競争（指名競争）入札に参加することはできない。

11　合併等により新たに設立された会社等の取扱い

合併等により新たに設立された会社等とは、次の⑴から⑸に掲げる会社等をいい、合併等後の経営事項審査を受けている者は、合併等後の審査結果に基づき、新たに一般競争（指名競争）参加資格の申請を行うこと。

⑴　合併により新たに会社が設立された場合における新設会社又は合併により、その一方が存続した場合における存続会社

⑵　親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるため新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社

⑶　新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより、当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社

⑷　既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者

⑸　営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社

12　国土交通省が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者の取扱い

建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号）附則第４項及び第６項の規定による国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営審査事項を受けた者は、別に定める手続により、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができる。

13　特定建設工事共同企業体としての競争参加者の認定

特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公示する。

別記　提出場所

［掲載順序　受付対象　受付部局　郵便番号　所在地　電話番号］

⑴　東京高等裁判所管内（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、山梨県、長野県、新潟県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
東京高等裁判所事務局会計課営繕係
〒100―8933 東京都千代田区霞が関１―１―４　電話03―3581―1546

⑵　大阪高等裁判所管内（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
大阪高等裁判所事務局会計課営繕係
〒530―8521 大阪府大阪市北区西天満２―１―10　電話06―6316―2553

⑶　名古屋高等裁判所管内（愛知県、三重県、岐阜県、福井県、石川県、富山県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
名古屋高等裁判所事務局会計課営繕係
〒460―8503 愛知県名古屋市中区三の丸１―４―１　電話052―203―0162

⑷　広島高等裁判所管内（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
広島高等裁判所事務局会計課営繕係
〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀２―43　電話082―221―2449

⑸　福岡高等裁判所管内（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県、沖縄県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
福岡高等裁判所事務局会計課営繕係
〒810―8608 福岡県福岡市中央区城内１―１　電話092―781―3731

⑹　仙台高等裁判所管内（宮城県、福島県、山形県、岩手県、秋田県、青森県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
仙台高等裁判所事務局会計課営繕係
〒980―8638 宮城県仙台市青葉区片平１―６―１　電話022―745―6249

⑺　札幌高等裁判所管内（北海道）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
札幌高等裁判所事務局会計課営繕係
〒060―0042 北海道札幌市中央区大通西11
電話011―290―2108

⑻　高松高等裁判所管内（香川県、徳島県、高知県、愛媛県）に本社があり、主として同管内での受注を希望する者
高松高等裁判所事務局会計課営繕係
〒760―8586 香川県高松市丸の内１―36
電話087―851―1647

⑼　⑴ないし⑻までの受付対象のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者
最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係
〒102―8651 東京都千代田区隼町４―２
電話03―3264―8111　内線3513

招　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成27年４月６日

国立大学法人愛媛大学長　大橋　裕一

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　38

○第１号

1　調達内容

⑴　品目分類番号　22、31

⑵　導入計画物品及び数量　臨床検査システム一式

⑶　調達方法　購入等

⑷　導入予定時期　平成27年度12月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件
①超小型かつ軽量で、長時間心電図を記録できること。②顕微鏡により各種標本が観察できること。③細菌検査において、細菌検査に関する情報をすべて管理できること。④病理標本作製工程において、固定組織の脱水、脱脂、パラフィン滲透の工程を全自動で行えること。⑤低温で凍結された組織試料の薄切標本が作成できること。⑥試薬及び検体が冷蔵保存できること。⑦超純水を作製できること。⑧抗核抗体の全自動測定ができること。⑨M蛋白の同定ができること。

2　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成27年５月25日17時15分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒791―0295 東温市志津川　国立大学法人愛媛大学医学部経営管理課調達第二チーム　宇都宮　隆　電話089―960―5214

3　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成27年４月６日から平成27年５月25日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

4　説明会の開催本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成27年４月15日16時00分

⑵　開催場所　国立大学法人愛媛大学医学部会議室

5　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。なお、本公表内容は予定であり、変更することがあり得る。

6　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 22, 31

⑵　Nature and quantity of the products to be purchased : Clinical Laboratory System 1 Set

⑶　Type of the procurement : Purchase

⑷　Basic requirements of the procurement : ①It should be ultra-small size with light-weight, and should be able to record an electrocardiogram for a long time. ②It should be able to examine various specimens with a microscope. ③It should be able to manage all the inspection information in bacteriological tests. ④It should be able to automatically perform dehydration, degrease and paraffin-infiltration for tissue sample processing. ⑤It should be able to make thin-slice sections of tissue samples